

化の向上に資するようにする。

イ 音楽、演劇については、特に青年・婦人層に浸透するくふうをする。

ウ 県民の創造活動が高度に発揮し得るようくふうする。

(2) へき地文化の振興

〔施策設定の理由〕

社会の進展は一層都鄙の格差をたかめることになり、本県の如く山間へき地の多い所においては、この傾向が強くなるであろう。

教育の機会均等、行政の公平の原則により、地域差をなくし、県民ひとしく文化を享受するためには、へき地文化の振興はへき地教育とともに重要な施策と考えられる。

〔施策の目標〕

ア 文化に恵まれない地方には、特になまのすぐれた芸術文化を与える。

イ へき地の人びとみずからが創り出す力を啓培する。

ウ へき地特有の文化を保護し、あるいは記録保存（写真、録音、録画）を行なう。

エ 市都と郡部、都市とへき地の文化交流を行なう。

〔事業計画〕

事業名	事業主体	昭和40～45年度		昭和46～50年度	
		事業内容・事業量	事業費	事業内容・事業量	事業費
へき地文化創作発表会	県	昭和43年度から3年計画 対象人員 1,200人 単年度計画 参加人員 400人 会場 1会場 単年度事業経費 200千円 期間内の事業費 200×3	千円 600	昭和46年度から5年計画 対象人員 3,000人 単年度計画 参加人員 600人 会場 3会場 単年度事業経費 300千円 期間内の事業費 300×5	千円 1,500

(事業実施の方針)

(ウ) 辺地特有の文化の発表を行ない、文化的教養を身につけ、創造的県民性を高める。

(イ) 特に、昭和46～50年度においては辺地と都市の文化交流をおこない、地域による文化的格差の是正につとめる。

2 文化的環境の醸成と施設の整備充実

(1) 文化的施設の整備充実

〔施策設定の理由〕

文化行政の基本的なものは、振興のための条件整備にある。社会の進展に即応して、健全な地方文化の樹立を期するためには、文化活動の拠点である施設を充実させ、近代的な文化センターとすることが必要である。